

JFA グリーンプロジェクト芝生特区・認定規定

1. 目 的

小学校の校庭や地域のプレーグラウンド（以下「グラウンド」という）の芝生化推進に関し、先進的な取り組みを行う地区を芝生化モデル特別地区と認定し、その取り組みを紹介することで、芝生のグラウンドの整備に関する社会的な機運のより一層の醸成を図る。

2. 概 要

財団法人日本サッカー協会（以下「JFA」という）が、「JFA グリーンプロジェクト芝生特区」を認定する。

3. 認定の対象

認定の対象となる地区は市町村（特別区を含む）単位とし、認定状は、当該市町村の長に発行する。

4. 認定の条件

認定にあたっては、以下の1)～4)の全ての条件に該当すること。

1) 芝生化の実績

以下の①～④のうち、いずれか一つに該当すること。

①保育園・幼稚園の芝生化

当該市町村内の保育園・幼稚園数のうち、3分の1以上の保育園・幼稚園が既に芝生化されており、かつ、申請年度において2分の1以上の保育園・幼稚園が芝生化される予定であること。

②小学校の芝生化

当該市町村内の公立小学校数のうち、10分の1以上の小学校が既に芝生化されており、かつ、申請年度において3分の1以上の小学校が芝生化される予定であること。

③中学校・高校の芝生化

当該市町村内の公立中学校・高校数のうち、10分の1以上の中学校・高校が既に芝生化されており、かつ、申請年度において5分の1以上の中学校・高校が芝生化される予定であること。

④地域のグラウンド等

当該市町村内における全中学校区のうち半数の中学校区に、それぞれ1か所以上の地域住民が利用できる10,000㎡以上の芝生のグラウンドがあること。

※上記①～④の芝生化については、グラウンド面の8割以上を芝面で覆う全面芝生化を指し、原則的に、天然芝であることとする。

2) 芝生の維持管理状況

上記1)の芝生化の実績か所において、良好な維持管理体制を整えた上で、芝生を整備してから1年以上を経て、その芝生が十分に生育し、良好な状態に保たれていること。なお、原則としてエバーグリーン（一年中緑の芝生）を実現していること。

3) 芝生化推進体制

都道府県サッカー協会をはじめ、当該市町村、その他の関係団体等が連携し、地域が一体となって芝生化を推進していること。

4) 利用条件

整備した芝生のグラウンドは、原則として、特定の団体だけが排他的に利用するものでなく、一部地域住民等により利用できるなど、公益に資するグラウンドであること。

5. 認定メリット

認定の対象となった地区は、「JFA グリーンプロジェクト芝生特区」であることを公表することができる。また、JFA は、当該モデル地区の取り組みを、広く情報発信することに努める。

6. 認定期間

認定の期間は、認定日から4年間を有効期限とする。なお、認定者の申請に基づき、JFA による現地調査等を経たうえで、更新することができる。

7. 申請方法／認定までの流れ

1) 申請者・申請方法

申請者は市町村の長とし、特区認定を希望する申請者は、都道府県サッカー協会を通じて、都道府県サッカー協会の承認を得た上で、現況写真等を同封し、JFA に対して別紙様式にて行う。都道府県サッカー協会は、申請のあった案件が上記「4. 認定の条件」に該当することを確認のうえ、JFA に推薦すること。

2) JFA での審査

申請を受理したら、JFA は現地調査等を行い、申請案件について審査を行う。認定にあたっては、JFA の理事会の議を経るものとする。

3) 認定証の発行

JFA は、理事会の議を経たうえで、その審査結果を推薦者に通知する。なお、認定証は全て都道府県サッカー協会に送付し、都道府県サッカー協会は、申請者に直接授与すること。

8. その他

本認定は、芝生化に関する先進的な取り組みを行う地区を認定し、その取り組みを広く社会に紹介することで、芝生のグラウンドの整備に関する社会的な機運のより一層の醸成を図ることを目的とするもので、JFA が当該グラウンドを公認するものではなく、また、本認定により、認定地区は、上記「5. 認定メリット」を超える JFA からの特別な権利を付与されるものではない。

以上

(本件に関するお問合せ先及び推薦状送付先)

財団法人 日本サッカー協会 プレジデント・ヘッドクォーターズ
〒113-8311 東京都文京区サッカー通り (本郷 3-10-15) JFA ハウス
TEL : 03-3830-1812 FAX : 03-3830-1818 E-mail : phq@jfa.or.jp